

平成 24 年度福島県一般会計補正予算（第 9 号）

平成 24 年度福島県一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,571,815 千円を追加し、既提出額 43,491,800 千円を含め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,833,267,835 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額		計
			既提出額	今回提出額	
9 国庫支出金		412,841,585	25,903,634	19,480,606	458,225,825
	2 国庫補助金	254,857,861	26,210,515	19,480,606	300,548,982
10 財産収入		2,498,858	70,445	1,122	2,570,425
	1 財産運用収入	1,748,109	82,510	1,122	1,831,741
13 繰越金		2,558,922	1,148,088	87	3,707,097
	1 繰越金	2,558,922	1,148,088	87	3,707,097
15 県債		144,831,400	△ 1,795,400	90,000	143,126,000
	1 県債	144,831,400	△ 1,795,400	90,000	143,126,000
歳入合計		1,770,204,220	43,491,800	19,571,815	1,833,267,835

歳 出						(単位千円)
款	項	補正前の額	補 正 額		計	
			既提出額	今回提出額		
2 総 務 費		139,307,493	40,388,547	13,390,667	193,086,707	
	3 企 画 費	60,564,625	35,113,646	13,390,667	109,068,938	
4 衛 生 費		391,041,155	8,073,100	5,981,122	405,095,377	
	4 医 薬 費	31,759,358	20,971	5,981,122	37,761,451	
8 土 木 費		175,018,574	1,475,481	200,026	176,694,081	
	2 道 路 橋 り よ う 費	56,036,450	465,110	200,026	56,701,586	
歳 出 合 計		1,770,204,220	43,491,800	19,571,815	1,833,267,835	

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

第 2 表 繰越明許費補正

(単位千円)

款	項	事業名	金額		
			補正前	補正後	
				既提出額	今回提出額
8 土木費			7,876,079	16,107,029	16,220,029
	2 道路橋りょう費		3,360,600	10,513,210	10,626,210
		道路橋りょう整備費	1,837,335	7,070,045	7,183,045
合	計		18,751,709	31,190,169	31,303,169

第 3 表 地方債補正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
					既提出額	今回提出額			
道路橋りょう整備費	13,085,400	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該 見直し 後の 利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。) の期間において資金の 融通条件及び知事の定 めるところにより償還 する。ただし、県財政 の都合により繰上償還 をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをする ことができるものとする。	13,259,200	13,349,200	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該 見直し 後の 利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。) の期間において資金の 融通条件及び知事の定 めるところにより償還 する。ただし、県財政 の都合により繰上償還 をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをする ことができるものとする。
計	132,301,400				132,494,600	132,584,600			